

改正	昭和43年4月1日規則第25号 昭和49年4月1日規則第42号 平成4年3月31日規則第48号 平成6年12月16日規則第78号 平成10年3月31日規則第16号 平成13年1月5日規則第2号 平成15年3月31日規則第43号 平成17年3月31日規則第30号 平成24年3月30日規則第23号 平成27年7月31日規則第40号 令和3年3月31日規則第10号	昭和45年4月1日規則第26号 昭和60年3月27日規則第34号 平成5年3月31日規則第40号 平成8年8月27日規則第74号 平成12年3月31日規則第56号 平成14年3月29日規則第8号 平成17年3月31日規則第19号 平成22年3月31日規則第29号 平成27年3月31日規則第27号 令和2年3月31日規則第20号
----	--	---

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 公園事業（第1条の2—第13条）
- 第3章 保護及び利用（第14条—第20条）
- 第4章 生態系維持回復事業（第20条の2—第20条の5）
- 第5章 風景地保護協定（第21条—第23条）
- 第6章 公園管理団体（第24条）
- 第7章 雑則（第25条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号。以下「条例」という。）の規定に基づき規則に委任された事項及び条例の実施のための手続その他条例の執行に関して必要な事項を定めるものとする。

第2章 公園事業

（公園施設の種類）

第1条の2 条例第2条第3号に規定する規則で定める施設（以下「公園施設」という。）は、次に掲げる施設とする。

- （1）道路及び橋
- （2）広場及び園地
- （3）宿舍及び避難小屋
- （4）休憩所、展望施設及び案内所
- （5）野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗馬施設
- （6）他人の用に供する車庫、駐車場及び給油施設
- （7）運輸施設（主として自然公園の区域内において路線を定めて旅客を運送する自動車、鋼索鉄道又は索道による運送施設及び主として自然公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項の一般自動車道をいう。以下同じ。）
- （8）給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆便所及び汚物処理施設
- （9）博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場
- （10）植生復元施設及び養魚施設
- （11）砂防施設及び防火施設
- （12）自然再生施設（損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。）

（公園事業の執行の協議又は認可）

第2条 条例第7条第3項の協議書又は申請書は、公園施設ごとに提出しなければならない。

2 条例第7条第3項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1）公園施設の構造（運輸施設にあっては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）
- （2）前条第1号から第9号までに掲げる公園施設にあっては、その施設の供用開始の予定年月日
- （3）工事の施行を要する場合にあっては、その施行の予定期間

3 条例第7条第4項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては第7号、第8号及び第10号に掲げる書類を、市町が執行する公園事業にあつては第2号、第6号から第8号まで及び第11号に掲げる書類を除く。

- (1) 個人にあつては、住民票の写し
- (2) 法人にあつては、登記事項証明書
- (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (5) 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺1,000分の1以上の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1以上の配置図
- (6) 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約
- (7) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類
- (8) 事業資金を調達することができることを証する書類
- (9) 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1以上の図面
- (10) 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
- (11) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (12) 公園事業の執行に関し土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書（公園事業の変更の協議又は認可を要しない軽微な変更）

第3条 条例第7条第5項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

- (1) 条例第7条第3項第1号に掲げる事項
- (2) 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (3) 公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間
- (4) 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額
- (5) 前条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（公園事業の変更の協議の申出又は認可の申請）

第4条 条例第7条第6項の規定による変更の協議の申出又は同項の規定による変更の認可の申請は、次に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 申出者又は申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 変更の内容
- (3) 変更をしようとする年月日
- (4) 変更を必要とする理由
- (5) 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

2 条例第7条第7項において準用する同条第4項に規定する規則で定める書類は、第2条第3項第3号及び第4号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号（第3号及び第4号を除く。）に掲げる書類とする。

（変更の協議又は認可を要しない軽微な変更の届出）

第5条 条例第7条第8項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 変更の内容
- (3) 変更をした年月日
- (4) 変更を必要とする理由（公園事業の承継の協議の申出又は承認の申請）

第6条 条例第7条の3第1項の規定による承継の協議を申し出ようとする者又は同項の規定による承継の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 申出者又は申請者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- (2) 公園事業者である法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- (3) 公園施設の種類

- (4) 合併又は分割をした年月日
- (5) 合併又は分割をした理由
- 2 前項の協議書又は申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 申請者である法人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
 - (2) 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者である法人の登記事項証明書又は分割契約書
 - (3) 第2条第3項第3号、第4号及び第11号に掲げる書類
- 3 条例第7条の3第2項の規定による相続の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
 - (1) 申請者の氏名及び住所並びに被相続人との続柄
 - (2) 被相続人の氏名、住所及び死亡年月日
 - (3) 公園施設の種類
- 4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 申請者と被相続人との続柄を証する書類
 - (2) 相続人が2人以上ある場合においては、その全員の同意により申請者が公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類
 - (3) 第2条第3項第1号、第3号、第4号及び第11号に掲げる書類
(公園事業の休廃止の届出)

- 第7条** 条例第7条の4の規定による届出は、公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の1月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。
- (1) 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 公園施設の種類
 - (3) 休止しようとする場合にあっては、休止しようとする公園事業の範囲、休止予定期間及び休止期間中の公園施設の管理方法
 - (4) 廃止しようとする場合にあっては、その予定年月日及び廃止後の公園施設の取扱い
- 2 前項の届出書には、第2条第3項第3号及び第4号に掲げる書類を添付するものとする。
(公園事業の認可の失効の届出)

- 第8条** 条例第7条の5第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。
- (1) 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 公園施設の種類
 - (3) 失効した年月日
 - (4) 失効した理由
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付して行うものとする。
- (1) 他の法令又は条例の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたことその他その効力が失われたことを証する書類
 - (2) 第2条第3項第3号及び第4号に掲げる書類

第9条から第13条まで 削除
第3章 保護及び利用
(特別地域の区分)

- 第14条** 公園計画のうち、保護のための規制に関する計画を定めるに当たっては、特別地域を次の各号のいずれかに掲げる地域に区分するものとする。
- (1) 第1種特別地域（特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。）
 - (2) 第2種特別地域（第1種特別地域及び第3種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域をいう。）
 - (3) 第3種特別地域（特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域をいう。）
- (特別地域内における行為の許可の申請)

- 第15条** 条例第9条第4項の規定により知事の許可を受けようとする者は、県立自然公園特別地域内行為許可申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる図面を添えて、これを知事に提出しなければならない。
- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
 - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
 - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及

び意匠配色図

- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
- 2 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築（条例の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、第1項の申請書には、同項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
- (1) 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質
 - (2) 当該行為により得られる自然的な効用及び社会経済的な効用
 - (3) 当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
 - (4) 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果
- 3 知事は、第1項に規定する申請書の提出があつた場合において、申請に係る行為が当該行為の場所又はその周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認めるときは、申請者に対し、前項各号に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることがある。
（土地所有者等との協議）

第15条の2 条例第9条第4項第15号の区域又は利用調整地区の指定に当たっては、その区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかかなものを除く。）を有する者（以下「土地所有者等」という。）の財産権を尊重し、土地所有者等と協議するものとする。

（既着手行為等の届出）

第16条 条例第9条第5項又は第6項の規定による届出は、県立自然公園特別地域内行為既着手届（様式第2号）に、第15条第1項各号に掲げる書類（条例第9条第6項の規定に基づく届出にあつては、第15条第1項第1号に掲げる書類）を添付して行うものとする。
（許可等を要しない行為）

第17条 条例第9条第7項第4号、第9条の2第3項第6号及び第11条第7項第4号の規則で定める行為は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げるものとする。
（利用調整地区への立入りの認定の基準）

第17条の2 条例第9条の3第1項第2号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が利用調整地区ごとに定める人数の範囲内であること。
- (2) 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が利用調整地区ごとに定める期間内であること。
- (3) 利用調整地区において、風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれのあるものとして次に掲げる行為を行うものでないこと。
 - ア 生きている動植物（食用に供するもの及び身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を故意に持ち込むこと。
 - イ 野生動物にえさを与えること。
 - ウ 野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、知事が利用調整地区ごとに定める方法により撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。
 - エ ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
 - オ 球技その他これに類する野外スポーツをすること。
 - カ 非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。
- (4) 知事が利用調整地区ごとに定める注意事項を守るとともに、自己の責任において立ち入るものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用調整地区内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が利用調整地区ごとに定める基準に適合するものであること。

（利用調整地区への立入りの認定の申請）

第17条の3 条例第9条の3第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 申請者の監督の下に立ち入る者の合計の人数（条例第9条の3第7項の認定に係る申請を

行う場合に限る。)

- (3) 立ち入ろうとする利用調整地区の名称
- (4) 立ち入ろうとする期間
- (5) 立入りの目的
- (6) 立入りの方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その他必要な事項

2 前項の申請書には、申請者が前条第3号から第5号までの基準を遵守して立ち入ることを約する書面を添付しなければならない。

(立入認定証の記載事項)

第17条の4 条例第9条の3第4項(同条第8項において準用する場合を含む。)の立入認定証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 利用調整地区の名称
- (2) 立入認定証の有効期間
- (3) 立入りの認定を受けた者の氏名
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他必要な事項

2 知事は、前項の立入認定証の交付に際して、利用者に対し、第17条の2第4号に規定する注意事項その他の利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持及びその適正な利用を図るために必要な事項について、書類の交付その他の適切な方法により、説明を行うものとする。

(立入認定証の再交付)

第17条の5 条例第9条の3第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による立入認定証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 再交付を必要とする枚数(条例第9条の3第7項の認定に係る申請を行う場合に限る。)
- (3) 認定を受けた利用調整地区の名称
- (4) 立入認定証の番号及び交付年月日
- (5) 立入認定証を亡失し、又は立入認定証が滅失した事情

(他の利用者とその監督の下に利用調整地区へ立ち入らせることができる者)

第17条の6 条例第9条の3第7項に規定する規則で定める要件は、その者の監督の下に立ち入る者の立入りが、同条第1項各号のいずれにも適合するよう、必要に応じ、当該者を監督し、必要な指導を行うことができる知識及び能力を有していることとする。

(普通地域内の行為の届出)

第18条 条例第11条第1項の規定による届出は、県立自然公園普通地域内行為届(様式第3号)に、第15条第1項各号に掲げる図面を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(工作物の基準)

第19条 条例第11条第1項第1号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる工作物につき、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 建築物 高さ13メートル又は延床面積1,000平方メートル
- (2) 送水管 長さ70メートル
- (3) 鉄塔 高さ30メートル
- (4) ダム 高さ20メートル
- (5) 鋼索鉄道 延長70メートル
- (6) 索道 傾斜亘長600メートル又は、起点と終点の高低差200メートル
- (7) 別荘地の用に供する道路 幅員2メートル
- (8) 遊戯施設(建築物を除く。) 高さ13メートル又は水平投影面積1,000平方メートル
- (9) 太陽光発電施設(土地に定着するものに限る。) 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000平方メートル

(許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等)

第20条 条例第9条第4項の規定による許可を受けた行為又は条例第11条第1項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあっては、第15条第1項及び第2項又は第18条の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面又は書類(以下この条において「添付図面等」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2 前項の変更に係る許可の申請又は届出にあっては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添えなければならない。

3 第1項に該当するもののほか、条例第9条第4項の規定による許可の申請又は条例第9条第5項若しくは第11条第1項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面等の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略す

ることができる。

第4章 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業の確認又は認定)

第20条の2 市町が、条例第15条の3第2項の確認を受ける場合には、次の各号のいずれにも該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

- (1) その行う生態系維持回復事業が自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。
- (2) その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。
 - ア 生態系の状況の把握及び監視
 - イ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
 - ウ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
 - エ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
 - オ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
 - カ アからオまでに掲げる事業に必要な調査等

2 市町以外の者が、条例第15条の3第3項の認定を受ける場合には、次の各号のいずれにも該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

- (1) その者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たって必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - イ 条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (2) その行う生態系維持回復事業が自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。
- (3) その行う生態系維持回復事業の内容が前項第2号アからカまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第20条の3 条例第15条の3第4項第4号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

2 条例第15条の3第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (2) 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した実施計画書
- (3) 市町以外の者にあつては、前条第2項第1号ア又はイのいずれにも該当しないことを説明した書類

(生態系維持回復事業の変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第20条の4 条例第15条の3第6項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第4項第1号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第20条の5 条例第15条の3第6項の規定による変更の確認又は認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 申請者の氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 変更の内容
- (3) 変更を必要とする理由

第5章 風景地保護協定

(風景地保護協定の基準)

第21条 条例第16条第3項第3号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 風景地保護協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- (2) 風景地保護協定区域は、現に耕作の目的又は耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的(以下「耕作の目的等」という。)に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されないと見込まれる農用地以外の農用地を含んではならない。
- (3) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項は、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、木竹の本数の調整、整枝、火入れ、草刈り、植栽、病虫害の防除、植生の保全又は復元、歩道等施設の維持又は補修その他これらに類する事項で、自然の風景地の保護に関連して必要とされるものでなければならない。
- (4) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、植生の保全又は復元のための施設、巣箱、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、自然の風景地の適正な保護に資するものでなければならない。
- (5) 風景地保護協定の有効期間は、5年以上20年以下でなければならない。
- (6) 風景地保護協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するも

のであってはならない。

- (7) 風景地保護協定は、関係法令及び関係法令に基づく計画と整合性のとれたものでなければならない。
- (8) 風景地保護協定は、河川法（昭和39年法律第167号）又は海岸法（昭和31年法律第101号）その他これらの関係法令の規定に基づく公共用物の管理に特段の支障が生じないものでなければならない。

（風景地保護協定の公告）

第22条 条例第17条第1項（第20条において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- (1) 風景地保護協定の名称
- (2) 風景地保護協定区域
- (3) 風景地保護協定の有効期間
- (4) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法
- (5) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設
- (6) 風景地保護協定の縦覧場所

（風景地保護協定の締結の公告）

第23条 前条の規定は、条例第19条（第20条において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

第6章 公園管理団体

（公園管理団体の指定基準）

第24条 条例第22条第1項の規定による公園管理団体の指定は、次の各号に適合していると認められるものについて行うものとする。

- (1) 自然の風景地の保護とその適正な利用の推進を目的とするものであること。
- (2) 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第23条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。
- (3) 十分な活動実績を有していることその他条例第23条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。
- (4) 営利を目的としないことその他条例第23条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

第7章 雑則

（身分証明書の様式）

第25条 条例第7条の6第3項、第7条の7第2項、第12条第3項、第13条第3項、第15条第3項又は第28条第4項の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第4号による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（旧規則の廃止）
- 2 兵庫県自然公園条例施行規則（昭和34年兵庫県規則第10号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この規則の施行前に、旧規則に基づいてした承認その他の処分又は申請、届出その他の手続は、この規則の相当規定に基づいてした処分又は手続とみなす。

附 則（昭和43年4月1日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年4月1日規則第26号）

この規則は、昭和45年7月1日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年3月27日規則第34号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日規則第48号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成4年5月1日から施行する。ただし、別表1の項行為の欄38の改正規定は、平成5年4月1日から施行する。
（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に、改正前の兵庫県立自然公園条例施行規則の規定によりなされた申請その他の手続は、改正後の兵庫県立自然公園条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成5年3月31日規則第40号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に公園計画に基づき特別地域として指定されている地域で、改正後の兵庫県立自然公園条例施行規則第14条の2各号のいずれかに掲げる地域に相当する地域に区分されているものは、同条の規定により区分された地域とみなす。

附 則（平成6年12月16日規則第78号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に作成している帳票については、平成7年3月31日までの間は使用できるものとする。

附 則（平成8年8月27日規則第74号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第56号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年1月5日規則第2号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表1の項行為の欄10の改正規定（「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める部分に限る。）並びに同欄32及び43の改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第43号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項及び第2項の改正規定、同項に3号を加える改正規定、第3条第2項、第7条第2項及び第11条の改正規定、同条に1項を加える改正規定、第13条、第14条及び別表1の行為の欄10の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第30号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行前に第1条の規定による改正前の兵庫県立自然公園条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第2条第1項（改正前の規則第14条において準用する場合を含む。）の申請書又は協議書に係る申請又は申出がされた場合における認可又は同意並びに当該認可又は同意に係る施設の供用開始及び管理又は経営の方法の届出（管理又は経営の方法の変更の届出を除く。）については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に改正前の規則第6条第1項（改正前の規則第14条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により承認の申請又は協議の申出がされた場合における承認又は同意及び当該承認又は同意に係る施設の供用開始については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行前に改正前の規則第6条第1項の規定によりされた承認又は同意（この規則の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされた承認又は同意を含む。）は、兵庫県立自然公園条例及び環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例（平成22年兵庫県条例第20号。以下「改正条例」という。）第1条の規定による改正後の兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号。以下「改正後の条例」という。）第7条第5項の規定による認可又は同意とみなす。
- 5 この規則の施行前に改正前の規則第8条（改正前の規則第14条において準用する場合を含む。）の規定によりされた承認の申請又は届出は、改正後の条例第7条の4の規定によりされた届出と

みなす。

- 6 この規則の施行前に改正条例第1条の規定による改正前の兵庫県立自然公園条例第7条第2項の認可を受けた者（この規則の施行後に附則第2項の規定によりなお従前の例により認可を受けた者を含む。）についての改正後の条例第7条の5第3項の規定の適用については、改正前の規則第10条の規定により付された条件（この規則の施行後に附則第2項又は第3項の規定によりなお従前の例により付された条件を含む。）は、改正後の条例第7条第9項の規定により付された条件とみなす。
- 7 この規則の施行前に発生した事項につき改正前の規則第11条（改正前の規則第14条において準用する場合を含む。）の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。
- 8 公園事業者（改正後の条例第7条第5項に規定する公園事業者をいう。以下同じ。）がこの規則の施行前に公園事業者でなくなった場合（合併又は分割により公園事業者でなくなった場合を除く。）における当該公園事業者であった者に対する改正前の規則第13条の規定による原状回復命令等については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日規則第23号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中環境の保全と創造に関する条例施行規則別表第13の改正規定、第2条中兵庫県立自然公園条例施行規則別表1の項の改正規定及び第3条の規定 公布の日
- (2) (略)

附 則（平成27年3月31日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中兵庫県立自然公園条例施行規則別表1の項行為の欄22の13の改正規定（「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める部分に限る。）、同欄46の改正規定及び同欄46の2の改正規定（「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める部分に限る。）並びに第2条中環境の保全と創造に関する条例施行規則別表第13 1の項行為の欄1の(8)の2の改正規定（「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める部分に限る。）及び別表第14 1の改正規定は、平成27年5月29日から施行する。

附 則（平成27年7月31日規則第40号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 平成27年8月31日までの間に太陽光発電施設を新築し、改築し、又は増築する行為に着手する場合においては、改正後の兵庫県立自然公園条例施行規則第19条第9号の規定は、適用しない。

附 則（令和2年3月31日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第10号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定による申請書その他の書類については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定（以下この項において「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。

別表（第17条関係）

区分	行為
1 条例第9条第7項第4号の規則で定める行為	1 溝、井せき、とい、水車、風車、農業用又は林業用水槽等を新築し、改築し、又は増築すること。 2 門、生け垣、その高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が30平方メートル以下であるきん舎等を新築し、改築し、又は増築すること。 3 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。 4 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上の距離にある場所で炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜

- 舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 5 ひび、えりやな類、漁具干場、漁舎等を新築し、改築し、又は増築すること。
 - 6 条例第9条第4項の許可を受けた行為又は1から5まで若しくは7から79までに掲げる行為を行うために必要な工事用の仮工作物（宿舎を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること。
 - 7 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設（樹林帯を除く。）、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、森林法（昭和26年法律第249号）第41条第1項又は第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設（堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。
 - 8 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道若しくは同条第5号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。
 - 9 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設又は同条第3項及び第4項に規定する港湾区域若しくは臨港地区以外の場所に設置する航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設若しくは廃油処理施設、航空保安施設、自記雨量計、積算雪量計その他気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設又は鉄道若しくは軌道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。
 - 10 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
 - 11 信号機、防護柵、土止め擁壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築を含む。）
 - 12 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第115条第1項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。
 - 13 道路の舗装及び道路の勾配緩和、線形改良その他道路の改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの
 - 14 宅地又は道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。
 - 15 巣箱、給餌台、給水台等を設置すること。
 - 16 測量法（昭和24年法律第188号）第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法（昭和25年法律第102号）第5条第1項に規定する水路測量標を設置すること。
 - 16の2 境界標（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第77条第1項第9号に規定する境界標をいう。）を設置すること。
 - 16の3 受信用アンテナ（テレビジョン放送の用に供するものに限る。）を設置すること。
 - 16の4 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備（以下「無線設備」という。）の改築又は増築（新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。）をすること。

- 16の5 既存の電線、電話線又は通信ケーブル（以下「電線等」という。）を既存の規模を超えない範囲で張り替えること（色彩の変更を伴わないものに限る。）。
- 16の6 既存の電線等を既存の径を超えて張り替えること（径以外の規模が既存の電線等の規模の範囲内であり、かつ、色彩の変更を伴わないものに限る。）。
- 16の7 電柱に附帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。
- 16の8 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線等を設置すること。
- 16の9 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等（以下「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。
- 16の10 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために、カメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが3メートルを超えない施設であって、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。
- 16の11 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）の防除の目的で、カメラを設置すること。
- 17 宅地の木竹を伐採すること。
- 18 自家用のために木竹を択伐（塊状択伐を除く。）すること。
- 19 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培した木竹を伐採すること。
- 20 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
- 21 森林の保育又は電線路の維持のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。
- 22 牧野改良のためにいばら、かん木等を除去すること。
- 22の2 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。
- 22の3 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。
- 22の4 宅地の木竹を損傷すること（条例第9条第4項第3号の知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この項において同じ。）。
- 22の5 自家用のために木竹を損傷すること。
- 22の6 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 22の7 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 22の8 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 22の9 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
- 22の10 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 22の11 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 22の12 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 22の13 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 22の14 自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区（以下「県指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により、知事に協議してその同意を得

- た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。
- 22の15 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 22の16 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
- 22の17 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 22の18 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。
- 22の19 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 23 宅地内の土石を採取すること。
- 24 土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 25 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上の距離にある地域で、鉱物の掘採のため試すいを行うこと。
- 26 宅地又は田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 27 特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することによって、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 28 屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）第6条及び第7条第3項の規定による許可を受けて広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置すること。
- 29 地表から2.5メートル以下の高さで、広告物その他これに類する物を建築物の壁面に掲出し、又は広告その他これらに類するものを工作物等に表示すること。
- 30 法令の規定により、又は保安の目的で、広告物に類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告に類するものを工作物等に表示すること。
- 31 鉄道若しくは軌道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識、料金表又は運送約款若しくはこれに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。
- 32 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。
- 33 漁港漁場整備法第34条第1項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。
- 33の2 認定保護増殖事業等の実施のために、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。
- 33の3 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。
- 34 1.5メートル以下の高さで、かつ、10平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。

- 35 耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のないもの
- 36 森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に集積し、又は貯蔵すること。
- 37 木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵すること。
- 38 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- 39 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理又は維持のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- 40 海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域若しくは同法第3条第1項に規定する海岸保全区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- 41 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- 42 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- 43 港湾法第2条第5項に規定する港湾施設において荷役の目的に必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- 44 宅地内にある植物で、条例第9条第4項第10号の規定により知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。
- 44の2 認定保護増殖事業等の実施のために、条例第9条第4項第10号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。
- 44の3 農業を営むために条例第9条第4項第11号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。44の3において同じ。）。
- 44の4 森林の整備及び保全を図るために条例第9条第4項第11号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
- 45 有害なねずみ族、昆虫等を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。
- 45の2 認定保護増殖事業等の実施のために、動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
- 46 自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による知事の許可に係る鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行うこと。
- 46の2 自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定により県が行う指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により県から委託を受けた者が行う指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- 46の3 自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第5項の規定により国の機関が行う指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により国の機関から委託を受けた者が行う指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- 46の4 自然公園の区域のうち県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により、知事に協議してその同意を得た、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。
- 46の5 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、

若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

47 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。

48 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。

48の2 遭難者の救助に係る業務を行うために犬を放つこと（条例第9条第4項第13号の知事が指定するものが犬であって、同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この項において同じ。）。

48の3 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

48の4 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

48の5 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

48の6 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

48の7 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであって次に掲げるもの
(1) 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

(2) 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

49 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること（同法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合にあっては、その高さが13メートル若しくはその水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において、その高さが13メートル又はその水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物となる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。

50 1から49までに掲げるもののほか、工作物等を修繕するために必要な行為

51 農業を営むために立ち入ること。

52 森林の保護管理のために立ち入ること。

53 林道の整備に当たって必要な事前調査のために立ち入ること。

54 森林法第25条若しくは第25条の2に規定する保安林、同法第29条若しくは第30条の2に規定する保安林予定森林、同法第41条に規定する保安施設地区若しくは同法第44条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはその指定を目的とする調査又は同法第41条第1項又は第3項に規定する保安施設事業の実施に当たって必要な事前調査のために立ち入ること。

55 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために立ち入ること。

56 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視のために立ち入ること。

57 海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域又は同法第3条

- 第1項に規定する海岸保全区域の管理のために立ち入ること。
- 58 地すべり等防止法第2条第4項に規定する地すべり防止工事の実施に当たって必要な事前調査又は同法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。
- 59 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。
- 60 文化財保護法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧のために立ち入ること。
- 61 測量法第3条の規定による測量のために立ち入ること。
- 61の2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。
- 62 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。
- 63 条例第9条第4項第15号の規定により知事が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。
- 64 条例第9条第4項第15号の規定により知事が指定する区域の隣接地において、条例第9条第4項の許可を受けた行為又は1から79までに掲げる行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。
- 65 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する業務を行うために立ち入ること。
- 66 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために立ち入ること。
- 67 森林施業のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 68 漁業を営むために車馬若しくは動力船を使用すること。
- 69 漁業取締りのために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 70 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 71 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 72 海岸法第3条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 73 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 74 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 75 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

	<p>76 港則法（昭和23年法律第174号）第2条に規定する港の区域内において動力船を使用すること。</p> <p>77 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</p> <p>78 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>79 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であって、当該催しの開始の日の30日前までに知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。）。</p> <p>(1) 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間</p> <p>(2) 風致の維持のために行われる措置の内容</p> <p>(3) 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限</p> <p>(4) 当該行為に着手する15日前までに、その概要を知事に通知する旨</p> <p>80 1から79までに掲げる行為に附帯する行為</p>
<p>2 条例第9条の2第3項第6号の規則で定める行為</p>	<p>自然公園の利用者以外の者の行為であって次に掲げるもの</p> <p>1 1の項行為の欄1、4から7まで、9（港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。）、10、11、14、16、20、21、22の8、22の12から22の14まで、24、30、32、33、44の3、45、46から46の4まで、67又は76に掲げる行為（同欄1、4、5、24及び45に掲げる行為にあつては、農林漁業を営むために行うものに限る。）</p> <p>2 農業を営むための行為</p> <p>3 森林の保護管理のために行われる行為</p> <p>4 林道の整備に当たって必要な事前調査を行うこと。</p> <p>5 森林法第25条若しくは第25条の2に規定する保安林、同法第29条若しくは第30条の2に規定する保安林予定森林、同法第41条に規定する保安施設地区若しくは同法第44条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはそれら指定を目的とする調査又は同法第41条第1項若しくは第3項に規定する保安施設事業の実施に当たって必要な事前調査を行うこと。</p> <p>6 漁業を営むための行為</p> <p>7 漁業取締りの業務を行うこと。</p> <p>8 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）を行うこと。</p> <p>9 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第</p>

	<p>2条の規定により指定された土地の監視を行うこと。</p> <p>10 海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域又は同法第3条第1項に規定する海岸保全区域の管理を行うこと。</p> <p>11 地すべり等防止法第2条第4項に規定する地すべり防止工事の実施に当たって必要な事前調査、同法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査を行うこと。</p> <p>12 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査を行うこと。</p> <p>13 航路標識の維持管理その他の船舶の交通の安全を確保するための行為</p> <p>14 鉱業権を有する者が行う1の項行為の欄24又は25に掲げる行為</p> <p>15 文化財保護法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧を行うこと。</p> <p>16 測量法第3条の規定による測量を行うこと。</p> <p>17 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地において行う行為</p> <p>18 利用調整地区の区域内に存する施設を維持管理する行為</p> <p>19 利用調整地区以外の区域において、この欄に規定する行為を行うため、やむを得ず通過すること。</p> <p>20 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うこと。</p> <p>21 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為</p> <p>22 県の職員が利用調整地区の巡視を行うこと。</p> <p>23 1から22までに掲げる行為に附帯する行為</p>
<p>3 条例第11条第7項第4号の規則で定める行為</p>	<p>1 1の項行為の欄1から16の11まで、24から33の3まで、49又は50に掲げる行為</p> <p>2 農業、林業、漁業若しくは鉱業の用に供する索道又は鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第47条第2号に規定する特殊索道のうち滑走式のを新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>3 宅地内の池沼等を埋め立てること。</p> <p>4 土地改良法第2条第2項各号に掲げる土地改良に関する事業（同項第4号に掲げるものを除く。）として池沼等を埋め立てること。</p> <p>5 宅地内の鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>6 露天掘りでない方法により、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>7 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであって面積が200平方メートルを超えず、かつ、高さが5メートルを超える法(のり)を生ずる切土又は盛土を伴わないもの</p> <p>8 宅地内の土地の形状を変更すること。</p> <p>9 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形状を変更すること。</p> <p>10 文化財保護法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形状を変更すること。</p> <p>11 土地の開墾その他農業又は林業を営むために土地の形状を変更すること。</p> <p>12 養浜のために土地の形状を変更すること。</p> <p>13 土地の形状を変更することであって面積が200平方メートルを超えず、かつ、高さが5メートルを超える法(のり)を生ずる切土又は盛土を伴わないもの</p>

- 14 第19条第1号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。
- 15 魚礁の設置その他の漁業生産基盤の整備又は開発のための行為
- 16 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であって、当該催しの開始の日の30日前までに知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。）。
- (1) 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間
 - (2) 風景の維持のために行われる措置の内容
 - (3) 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限
 - (4) 当該行為に着手する15日前までに、その概要を知事に通知する旨
- 17 1 から16までに掲げる行為に附帯する行為

県立自然公園特別地域内行為許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所
所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の
氏名)

電話 () —

電子メール

<p>行為の種類</p>	<p>(該当する番号を○で囲むこと。) 1 工作物の新築、改築又は増築 2 木竹の伐採 3 指定区域における木竹の損傷 4 鉱物の掘採又は土石の採取 5 水位又は水量の増減 6 広告物等の設置 7 土石等の集積又は貯蔵 8 水面の埋立て又は干拓 9 土地の開墾又は形状変更 10 高山植物等の採取又は損傷 11 指定区域における指定植物の植栽等 12 指定動物の捕獲若しくは殺傷又は指定動物の卵の採取若しくは損傷 13 指定区域における指定動物の放出等 14 色彩の変更 15 指定区域内への立入り 16 車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸</p>
<p>行為の目的</p>	
<p>行為の場所</p>	
<p>行為地及びその付近の状況</p>	
<p>行為の施行方法</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>行為の着手及び完了の予定日</p>	
<p>備考</p>	

注1 行為の施行方法は、別紙とし、行為の種類に応じ、次に掲げる事項を記載すること。

行為の種類	記載する事項
1 工作物の新築、改築又は増築	<ol style="list-style-type: none"> 1 工作物の種類 2 敷地の面積 3 規模、構造 4 主要材料 5 外部の仕上げ及び色彩 6 関連行為の概要 7 工事施行後の周辺の取扱い
2 木竹の伐採	<ol style="list-style-type: none"> 1 林況（林種、樹種、林齢、森林全面積及び総蓄積） 2 伐採種別（主伐、皆伐、単木択伐、塊状択伐、間伐等） 3 伐採面積 4 平均樹齢 5 平均胸高直径 6 伐採材積 7 伐採材積歩合 8 伐採設備 9 伐採跡地の取扱い 10 関連行為の概要
3 指定区域における木竹の損傷	<ol style="list-style-type: none"> 1 損傷する木竹の樹種 2 損傷する木竹の数量 3 損傷の方法 4 関連行為の概要
4 鉱物の掘採又は土石の採取	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉱物又は土石の種類 2 掘採又は採取の方法の種別（露天掘り、坑道掘り、横坑、縦坑、斜坑等） 3 掘採又は採取の量 4 土地形質変更の面積 5 掘採又は採取後の土地形質の状況 6 掘採又は採取による土地形質変更後の取扱い 7 関連行為の概要 8 掘採又は採取後の周辺の取扱い
5 水位又は水量の増減	<ol style="list-style-type: none"> 1 水位又は水量の増減の原因となる行為 2 水位又は水量の増減の及ぶ範囲 3 水位又は水量の増減の量及び時期 4 設備 5 関連行為の概要

6 広告物等の設置	<ol style="list-style-type: none"> 1 広告物等の種類 2 工作物として設置する場合の敷地面積 3 工作物等に掲出し、又は表示する場合の工作物等の種類 4 規模、構造、主要材料、色彩、表示の内容及び仕様の概要
7 土石等の集積又は貯蔵	<ol style="list-style-type: none"> 1 集積物又は貯蔵物の種類 2 集積又は貯蔵の方法 3 土地使用面積 4 関連行為の概要 5 集積又は貯蔵の設備
8 水面の埋立て又は干拓	<ol style="list-style-type: none"> 1 埋立て又は干拓の面積 2 工事の施行方法 3 埋立て又は干拓後の取扱い 4 関連行為の概要 5 埋立て又は干拓後の周辺の取扱い
9 土地の開墾又は形状変更	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地の形状変更の原因となる行為 2 行為地の状況 3 施行面積 4 施行に伴う土地の形状変更状況 5 工事の施行方法 6 施行後の取扱い
10 高山植物等の採取又は損傷	<ol style="list-style-type: none"> 1 採取物又は損傷物の種類 2 採取物又は損傷物の数量 3 採取又は損傷の方法
11 指定区域における指定植物の植栽等	<ol style="list-style-type: none"> 1 植栽等に係る植物の種類 2 植栽等の面積 3 植栽等の数量 4 植栽等の方法 5 管理方法 6 関連行為の概要
12 指定動物の捕獲若しくは殺傷又は指定動物の卵の採取若しくは損傷	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定動物又は指定動物の卵の種類 2 捕獲物若しくは殺傷物又は採取物若しくは損傷物の数量 3 捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷の方法
13 指定区域における指定動物の放出等	<ol style="list-style-type: none"> 1 動物の種類 2 動物の数量又は頭数 3 管理方法 4 関連行為の概要

14 色彩の変更	<ol style="list-style-type: none"> 1 色彩を変更する工作物 2 色彩を変更する箇所 3 現在の色彩 4 変更後の色彩
15 指定区域内への立入り	<ol style="list-style-type: none"> 1 立ち入る者の人数及び氏名並びに期間 2 立ち入る経路又は範囲 3 立ち入る方法
16 車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸	<ol style="list-style-type: none"> 1 車馬、動力船又は航空機の種類 2 車馬、動力船又は航空機の数量 3 使用又は着陸の範囲 4 使用又は着陸の面積 5 使用又は着陸の方法

2 「備考」欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その処分又は届出の名称、その申請又は届出の年月日、許可、認可等の年月日及び届出、許可、認可等の番号を記入すること。

県立自然公園特別地域内行為既着手届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出人 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所
所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の
氏名)

電話 ()

電子メール

行為の種類	(該当する番号を○で囲むこと。 1 工作物の新築、改築又は増築 2 木竹の伐採 3 指定区域における木竹の損傷 4 鉱物の掘採又は土石の採取 5 水位又は水量の増減 6 広告物等の設置 7 土石等の集積又は貯蔵 8 水面の埋立て又は干拓 9 土地の開墾又は形状変更 10 高山植物等の採取又は損傷 11 指定区域における指定植物の植栽等 12 指定動物の捕獲若しくは殺傷又は指定動物の卵の採取若しくは損傷 13 指定区域における指定動物の放出等 14 色彩の変更 15 指定区域内への立入り 16 車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸
行為の目的	
行為の場所	
行為の施行方法	別紙のとおり
既行為の着手及び完了の(予定)期日	
備考	

A 4

- 注 1 行為の施行方法は、別紙とし、その内容は、様式第1号注1に準ずること。
2 「備考」欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その処分又は届出の名称、その申請又は届出の年月日、許可、認可等の年月日及び届出又は許可、認可等の番号を記入すること。

県立自然公園普通地域内行為届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出人 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 () —

電子メール

行為の種類	(該当する番号を○で囲むこと。 1 工作物の新築、改築又は増築 2 水位又は水量の増減 3 広告物等の設置 4 水面の埋立て又は干拓 5 鉱物の掘採又は土石の採取 6 土地の形状変更
行為の目的	
行為の場所	
行為の施行方法	別紙のとおり
行為の着手及び完了の予定日	
備考	

A 4

- 注 1 届出該当行為の施行方法は、別紙とし、その内容は、様式第1号注1に準ずること。
2 「備考」欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その処分又は届出の名称、その申請又は届出の年月日、許可、認可等の年月日及び届出又は許可、認可等の番号を記入すること。

No.

身 分 証 明 書

所 属

職 名

氏 名

上記の者は兵庫県立自然公園条例第7条の6、第7条の7、第12条、第13条、第15条及び第28条に規定する職員であることを証する。

年 月 日

兵庫県知事

印

備考 この用紙は、B列8番とし、厚紙を用いること。